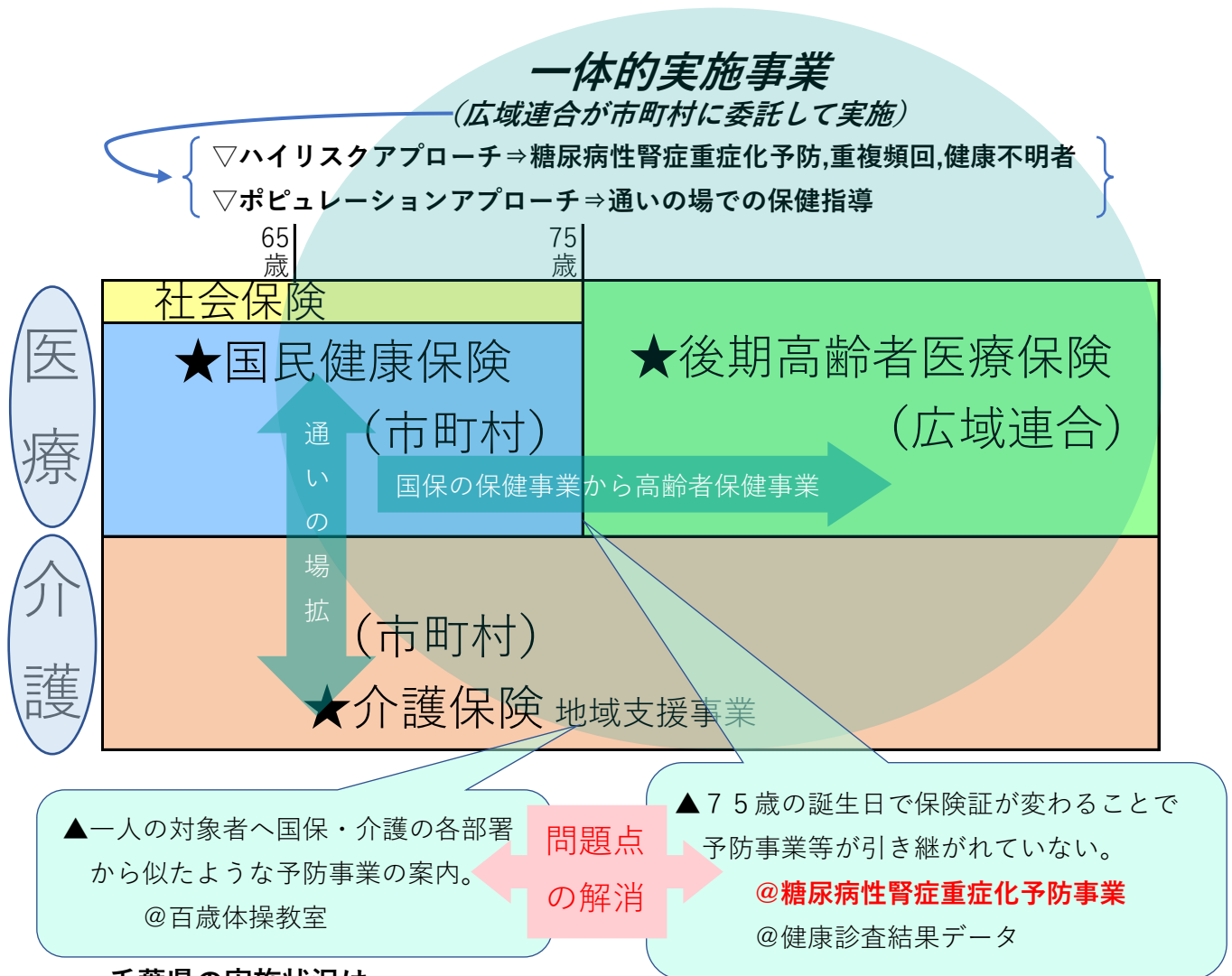


高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とは

令和元年5月22日一部改正（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施関係）

- ★高確法第125条第3項→**後期高齢者広域連合**は国民健康保険保健事業と地域支援事業を
- ★国民健康保険法第82条第3項→**市町村**は高齢者保健事業と地域支援事業を
- ★介護保険法第115条の4第5項→**市町村**は高齢者保健事業と国民健康保険保健事業をそれぞれ一体的に実施するものとする。（令和2年4月1日施行）

◎ 健康寿命の3年延伸を目標にフレイル予防を主眼とし2024年度までに全市町村で実施



千葉県の実施状況は

- ・令和2年度⇒船橋市,館山市,松戸市,習志野市,四街道市,香取市,多古町,睦沢町,銚子市
- ・令和3年度⇒25市町村が実施予定（令和2年度開始9市町含む）

広域連合として

- ・一律に対象者の抽出基準を設けたりすることなく、もともとある市町村の地域の実情に沿いかつ年齢で区切ることがない取組であり、一人ひとりの特性に応じた、きめ細やかな対応が期待でき、＊高齢者の主観的な健康観が高まることを成果の1つとしてデータヘルス計画に位置付けた。＊アセスメント:「後期高齢者質問票」の回答(問診票)